

（制度の目的）

通常、空き家の有効活用を行う場合は、所有者等から宅建事業者等へ仲介を依頼し、買い取り希望者を探してもらうのが一般的な方式ですが、空き家の売買や賃貸を検討しているが遠方において手続きが困難な場合や依頼先がわからない場合など利活用が進められず、そのまま放置されてしまうことがあります。

本制度は、所有者等と住まいをお探しの方や不動産事業者とを結ぶことで、放置されてしまう空き家を防止するとともに、空家等の有効活用の促進を図ることを目的としています。

（制度の流れ（概要））

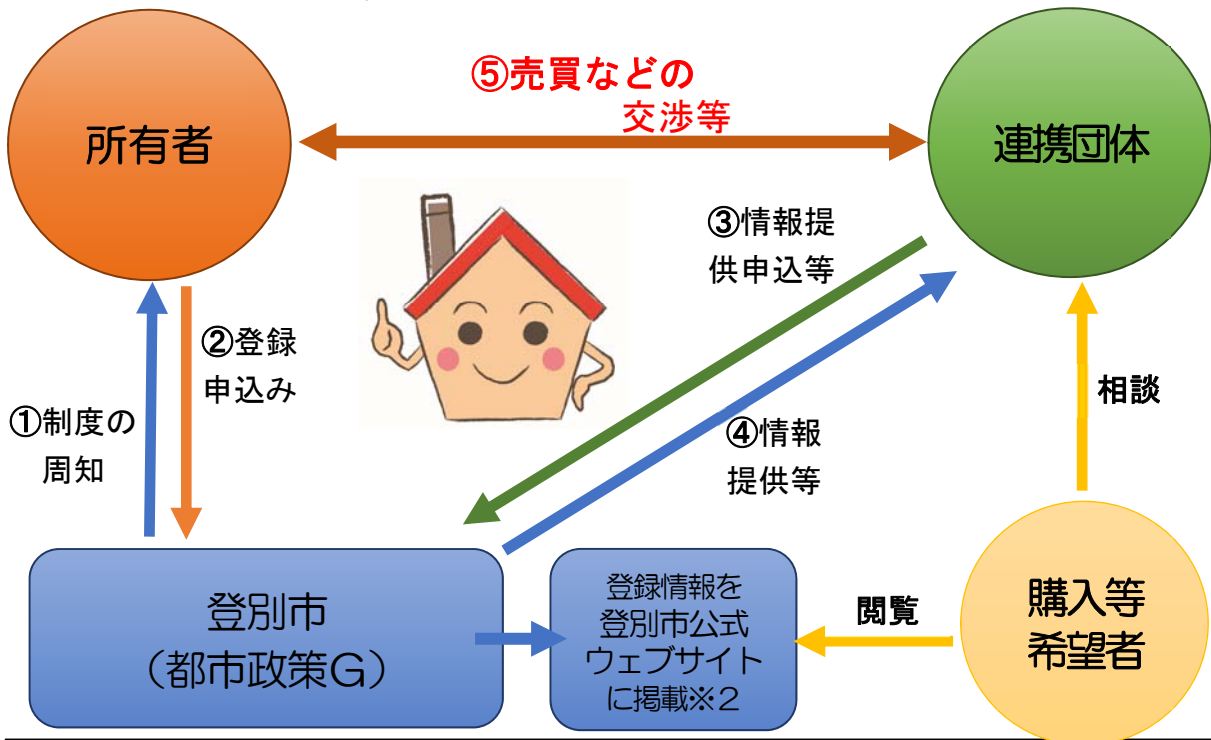
所有者等から本制度への申込み及び事業者への情報提供に関する同意を得られた場合に限り、市で登録を行い、事業者へ空き家の所在地を通知します。

通知後、事業者は空き家の外観を確認し、交渉を希望する場合は市へ申出を行っていただき、市から事業者へ所有者等の情報を提供し、所有者等の方へは事業者より申出がきている旨を通知します。

その後は、事業者と所有者等が直接交渉等を行っていただくことになります。

なお、交渉等に関して市が関わることはありません。

～ 空き家ナビの概略図 ～



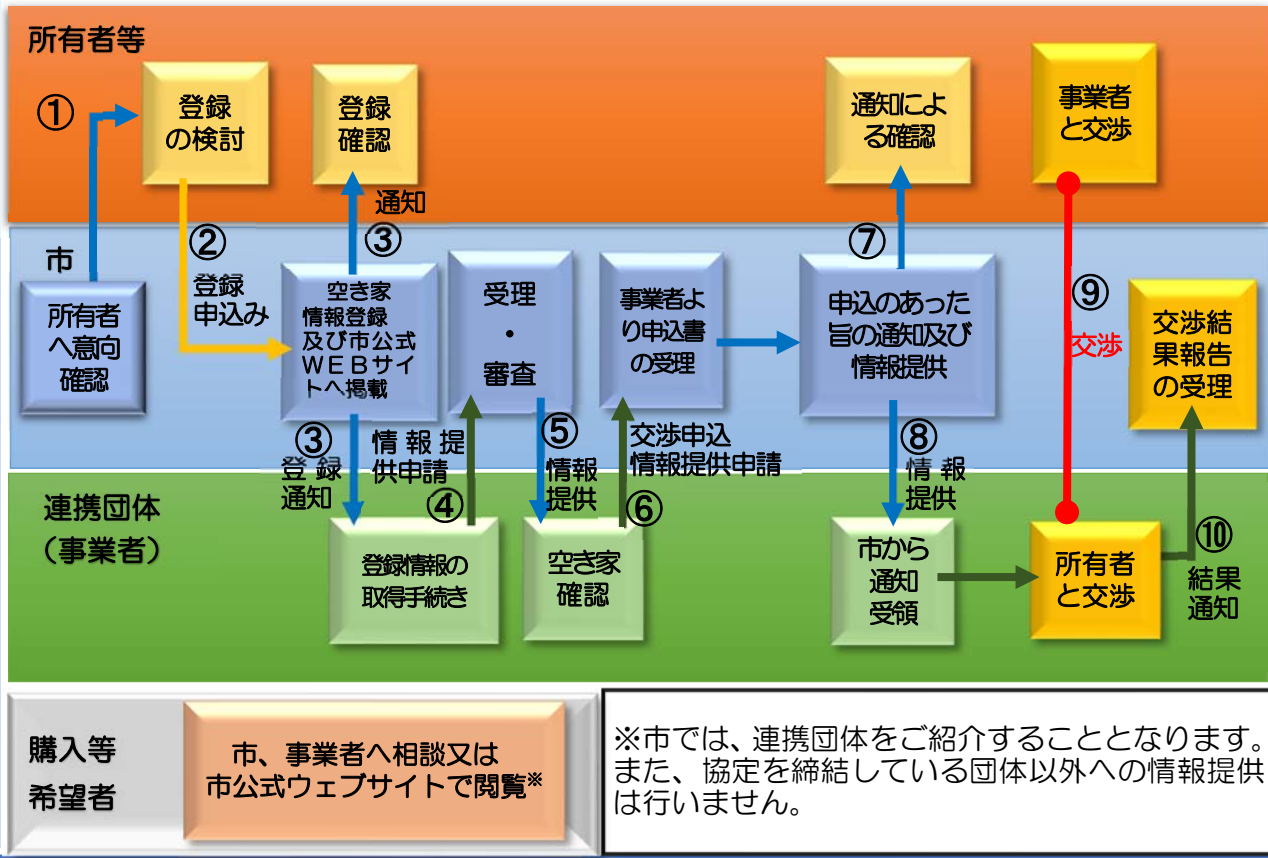
※1 登録情報は、協定を結んでいる連携団体のみに提供し、連携団体より所属している事業者へ通知されます。

※2 登録市公式ウェブサイトに掲載される登録情報は、所有者等の方の同意がある物件のみとなります。

連携団体

北海道宅地建物取引業協会 室蘭支部（H29.9 協定締結）

(空き家ナビ手続きの流れ)



〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 解 説 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

- ① 市より所有者の方へ空き家ナビへの登録のご案内（登録は、強制ではありません。）
 - ② 登録に同意していただける場合のみ、市へ申込書兼同意書の送付をお願いいたします。
 - ③ 登録したことを所有者等及び連携団体へ通知。
市公式ウェブサイトへの登録情報の掲載（所有者等の同意があった場合に限る。）
 - ④ 登録情報（所在のみ）の提供を受けるための申請（登別市個人情報保護条例に基づく申請）
 - ⑤ 所在情報の提供（所在のみ）（市から連携団体へ情報提供を行い、そこから登録事業者へ情報が通知されることとなります。）
 - ⑥ 連携団体より登録空き家を活用したい旨を市へ申請及び登録情報（所有者等情報）の提供を受けるための申請（登別市個人情報保護条例に基づく申請）
 - ⑦ 所有者へ空き家の活用の申し出があった旨を通知
 - ⑧ 所有者等情報の提供（申出があった空家等のみ）（登別市個人情報保護条例に基づく）
 - ⑨ 所有者と事業者による交渉（申込まれた交渉は、お断りすることができます。）
 - ⑩ 連携団体より市へ交渉結果の通知
- ※1 個人情報の保護のため、連携団体と協定において守秘義務などの条件を附しております。
- ※2 空家等を登録した日から3年間、連携団体から、申出が無い場合は、登録を取消